

(健Ⅱ304F)  
令和2年3月6日

都道府県医師会  
都市区医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

### 新型コロナウイルス拡散検出(PCR検査)の保険適用に係る通知等について

新型コロナウイルス核酸検出(PCR検査)が保険適用されること、またそれに伴う医療機関の対応等につきましては、令和2年3月4日付け(保264)(健Ⅱ300)により、事前にご連絡申し上げたところです。

今般、本年3月6日からの同検査の保険適用にあたり、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)あて別添の通知等がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

各通知等の概要は以下のとおりであります。医師の総合的な判断によるPCR検査について、各地域での円滑な実施につなげるためには、本会といたしましては、特に(3)に記載する都道府県に設置等がなされる予定の会議体等において、貴会に中心的な役割を果たしていただくことが大変重要であると考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、必要に応じて貴会管下都市区医師会に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、PCR検査の保険適用についての基本的な考え方をあらためて以下にお示しいたしますので、ご確認いただきますよう併せてお願い申し上げます。

#### 【PCR検査の基本的な考え方】

##### ○PCR検査を実施するための前提

- ・検体の採取は周囲に感染を拡大させる危険があり、適切な感染予防策のもとでなければ実施できない
- ・検査を受託する検査機関および安全な検体搬送体制の整備が必要
- ・都道府県にPCR検査に係る会議体が設置される予定であり、詳細が検討される見通しである

上記の前提のもとに、条件の整った医療機関が、都道府県との間で契約を締結した場合に、保険診療のうち検査費用(PCR検査料、微生物的検査判断料)のみの自己負担分が公費で支給される。

##### ○PCR検査が保険適用になることによる変化

- ・医療機関は、帰国者・接触者相談センターを経由しなくても、検査を実施できる施設(帰国者・接触者外来等)に紹介可能となる

- ・条件に合致した医療機関等において、検体採取やPCR検査が実施できる
- ・行政検査は、引き続き地方衛生研究所などで実施する

### 【令和2年3月4日付け通知等の概要】

#### (1) 新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて

(健感発 0304 第5号)

- 従来の行政検査と保険適用されるPCR検査との関係を整理するとともに、保険適用されるPCR検査について、当該検査に係る費用負担を本人に求めないこととしており、その際の具体的な事務の流れ、契約書、請求様式等を示したもの

#### <事務の流れ概要>

- ①医療機関(※)は、都道府県等との間で委託契約を締結する。(3月6日以降の診療分から適用)  
※感染症指定医療機関、感染症法に基づき入院患者が入院する医療機関、帰国者・接触者外来及び同外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関
- ②同医療機関は、PCR検査を実施し、自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料及び微生物的検査判断料に係る自己負担額を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺して差し支えない＝PCR検査料及び微生物的検査判断料を除いた額を徴収することにより)
- ③同医療機関は、②により受診者に支給した金額(PCR検査料、微生物的検査判断料に係る自己負担相当額)について、毎月、都道府県等に請求し、都道府県等より支払いを受ける。(請求様式例を参照)
- ④同医療機関は、①の契約に基づき実施した検査結果について、その結果を問わず、速やかに所管の保健所へ報告する。

#### (2) 新型コロナウイルス拡散検出の保険適用に伴う新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について(事務連絡)

- PCR検査の保険適用後の外来診療体制について、当面の間、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、「帰国者・接触者外来」及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県が認めた医療機関において、同検査を実施することを示したもの
- また、上記以外の医療機関に同感染症が疑われる方が受診した場合には、原則として、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行う、または、当該医療機関より「帰国者・接触者外来」を直接紹介することとしても差し支えないとしている。

#### (3) 地域において必要な患者にPCR検査を適切に実施するための体制整備について(事務連絡)

- 各地域において、円滑なPCR検査体制を構築するための調整方法について示したもの

○具体的には、各都道府県において、医師会、病院団体、感染症指定医療機関、地方衛生研究所、衛生検査所、帰国者・接触者外来設置医療機関などとの連携体制を構築し、以下について把握・調整する。

＜把握すべき事項＞

- ・域内におけるPCR検査実施可能機関（医療機関等）の把握
- ・各機関における一日あたりのPCR検査可能件数（最大可能数ではない）

＜調整すべき事項＞

- ・把握した各機関のPCR検査可能件数を踏まえ、域内におけるPCR検査を効率的に実施できるよう、検体搬送手段の確保等も含めて対策・方向を検討し、関係者で調整する。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP（以下URL参照）に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

[http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)